

地域における子育てメイトの活動 I

～子育て支援を中心に～

A Study on Community Welfare Activities of the Child Care's Mates

— Centering on the Child Care Support —

野口 伐名

Isaaki Noguchi Ph.D

要 旨

この小論の目的は、青森県独自の子育て支援制度である「子育てメイト」の地域における子育て支援の活動について具体的に考察を試みたものである。子育てメイトは、平成9（1997）年8月に「子育てメイトとして青森県の子どもたちの健やかな成長のために」創設された青森県独自の子育て支援制度である。この青森県独自の子育て支援制度「子育てメイト」は、青森県の子育て支援制度であると共に、地域全体で子育てを支援する「身近な子育てサポーター」である、正式な名称は「青森県子育てメイト」である。青森県が、この青森県独自の子育て支援制度として「子育てメイト」を創設した事由は、近年の家庭が「都市化や核家族化の進行」によって、「家庭や地域の子どもをめぐる問題は複雑、多様化」している中で、青森県の子どもたちの健やかな成長のために、「地域ぐるみで子育てを支えることが、今求められて」いることにある。「青森県子育てメイト」は、今日の深刻な「家庭の教育力の低下」を解決して、青森県健康福祉部こどもみらい課を担当部課として、地域全体で子育てを家庭支援する、或いは親支援する「身近な子育てサポーター」（青森県子育てメイト）として創設されたのである。このことは、当時の青森県知事木村守男氏が、平成9（1997）年8月4日の「子育てメイト」の委嘱式において、青森県内各市町村の代表67名の一人ひとりに「子育てメイト」の委嘱状を手渡した後に、「虐待の未然防止のため各家庭に心を砕いて接触し、解決の糸口をつかんでほしい」⁽³⁾と挨拶して、子ども虐待を未然に防ぐ、「子育てメイト」の「育児の不安解消」に大きな期待を寄せていることから容易に知れるであろう。そこで、この「地域社会にとって大きな支えとなっている」青森県独自の子育て支援制度「子育てメイト」について、この小論では、「地域における子育てメイトの活動」の問題設定の下に、「子育て支援を中心に」、青森県子育てメイトの目的と役割、子育てメイトの子育て支援の活動方法とその内容、子育てメイトの子育て支援活動の実際などの三つの課題を設定して、この地域全体で子育てを支援する青森県独自の子育て支援制度である子育てメイトの約十年強に亘る「身近な子育てサポーター」としての活動について、紙幅の関係で前号（社会福祉学研究第三号）と本号（社会福祉学研究第四号）の二回に分けて具体的に考察を試みたものである。

キーワード：子育てメイト、子育て支援、青森県独自の子育て支援制度

I 青森県独自の子育て支援制度「子育てメイト」

子育てメイトは、平成9（1997）年8月に「子育てメイトとして青森県の子どもたちの健やかな成長のために」⁽¹⁾創設された青森県独自の子育て支援制度である。この青森県独自の子育て支援制度「子

育てメイト」は、青森県の子育て支援制度であると共に、地域全体で子育てを支援する「身近な子育てサポーター」であり、正式な名称は「青森県子育てメイト」である。この青森県独自の子育て支援制度「子育てメイト」を創設するその経緯^{いきさつ}については、青森県健康福祉部こどもみらい課は、平成15(2003)年3月に発行した『子育てメイト活動マニュアル(平成15年3月)』において、近年の「都市化や核家族化の進行」によって、「子どもに対する虐待の問題が顕在化する等」、「家庭や地域の子どもをめぐる問題は複雑、多様化」(高坂恒子氏)している中で、「地域ぐるみで子育てを支えることが、今求められて」いると次のように記述している⁽²⁾。

「近年、都市化や核家族化の進行により、家庭が地域や親戚等からも孤立しがちな状況にあります。その結果、子どもが思うように育たないと悩んだり、不安を抱えたまま、身近に相談できる相手もない家庭が、子どもに不適切な対応をしてしまい、子どもの健やかな成長に良くない影響を及ぼす事例が増えてします。このような現状のもと、地域ぐるみで子育てを支えることが、今求められています。」⁽²⁾

青森県が、「青森県の子どもたちの健やかな成長のために」、県独自の子育て支援制度として子育てメイトを創設した事由について、青森県健康福祉部こどもみらい課は、一つには、近年の家庭が「都市化や核家族化の進行により、地域や親戚等からも孤立しがちな状況」にあること、二つには、その結果として、「子どもに対する虐待の問題が顕在化する等」に見られるように、「子どもが思うように育たないと悩んだり、不安を抱えたまま、身近に相談できる相手もない家庭が、子どもに不適切な対応をしてしまい、子どもの健やかな成長に良くない影響を及ぼす事例が増えて」いること、そして三つには、「このような現状のもと、地域ぐるみで子育てを支えることが、今求められて」いること、など三つの今日の深刻な「家庭の教育力の低下」の問題を挙げている。青森県が、健康福祉部こどもみらい課を担当部課として、地域全体で子育てを家庭支援する、或いは親支援する「身近な子育てサポーター」(青森県子育てメイト)を青森県独自の子育て支援制度「子育てメイト」として創設した大きな事由もここに求められるであろう。このことは、当時の青森県知事木村守男氏が、平成9(1997)年8月4日の「子育てメイト」の委嘱式において、青森県内各市町村の代表67名の一人ひとりに「子育てメイト」の委嘱状を手渡した後に、「虐待の未然防止のため各家庭に心を砕いて接触し、解決の糸口をつかんでほしい」⁽³⁾と挨拶して、子どもの虐待を未然に防ぐ、「子育てメイト」の「育児の不安解消」に大きな期待を寄せていることから容易に知れるであろう。子育てメイトは、青森県独自の子育て支援制度であると共に、地域全体で子育てを支援する青森県の「身近な子育てサポーター」(青森県子育てメイト)である。この青森県独自の子育て支援制度である子育てメイトを、平成9(1997)年8月4日、当時の青森県知事木村守男から委嘱された時、「メイトを代表して弘前市の豊沢幸子さんが『未来の青森県を担う子供たちのために力を合わせて頑張ります』と誓いの言葉を述べ」⁽³⁾ている。この時、当時の木村守男青森県知事から委嘱を受けた子育てメイトがどんなに、地域全体で子育てを支援する青森県の「身近な子育てサポーター」としての誇りを抱いていたかについては、次のように東奥日報が報じていることから十分に理解することができるであろう。

「委嘱を受けたある元保母(51)は『子供が手を離れたばかりなので、経験を踏まえて若いお母さん方の育児不安を解消したい』と張り切っていた。一方で別の保母(47)は『虐待防止を目指してできることからやっていきたいが、家庭に入り込んでいく仕事だけに、地域的には困難を伴うこともあるのでは…嫌なことは気にせず頑張りたい』と話していた。」⁽³⁾

しかしながら、この「少子化が進む中、地域の親の手助けをしてきた」⁽⁴⁾ 子育てメイトは、「二〇〇七（平成十八）年度から（青森）県が財政支援を廃止し『地域のメイト』として活動する」とは言え、「（青森）県主導で1997（平成9）年8月に配置され、若い母親の育児相談に乗る『〔青森県〕子育てメイト』は、事実上、廃止されたのである。この青森県による青森県子育てメイトの財政支援の廃止の事由について、「東奥日報（2006（平成18）年7月1日付）」は、「（青森）県は〇五年度、『児童福祉法改正で子育て支援の主体が市町村に移行した』として活動報酬をゼロとし、身分もボランティアに見直し」たこと、しかも子育てメイトの「人数は半分以上減り、現在は七町村ではいない」ことなど、二つの理由を挙げている。そして青森県こどもみらい課は、この青森県子育てメイトの財政支援廃止後の、換言すれば、二〇〇七（平成十八）年度以降の青森県独自の子育て支援制度について、青森県子育てメイトの「財政補助は廃止するが（地域のメイトの）支援は続ける」と強調した後に、「地域のメイト」の支援理由について、子育てメイトの「支援に積極的な市町村もあり、今（二〇〇七（平成十八）年）も三十三市町村の約千人が登録」していること、子育てメイトの「〇五年度の活動は集会所や健診での母親との交流など五万二千四十件に上った」ことの二つをあげている。そして青森県こどもみらい課は、「地域のメイト」の具体的な支援の方策について、「東奥日報（2006（平成18）年7月1日付）」によれば、「〇七（平成十八）年度以降の体制について、県は総会（県子育てメイト連絡協議会）で（地域の）メイトの市町村組織代表ら約三十人に『財政補助は廃止するが支援は続ける』と説明した後に、「①『県協議会をNPO法人などにする ②県や市町村による認定ではなく、県協議会が自主的に登録 ③企画・運営は協議会が行う一などとする議案を提案』している」⁽⁴⁾。この青森県が提案した子育てメイトの支援策については、「これに対し、無報酬で奮闘中のメイトからは『県の支援がなくても頑張りたいが（年五万の）活動費がないと難しい』などと、静かな口調ながら反発が相次いだ」し、「このほか創設当初は強引に市町村へ協力を求めながら、今は手を引く県の姿勢に疑問を投げ掛けたメイトもいた。」⁽⁴⁾ と言う。この青森県子育てメイトの「県の姿」に対する「無報酬で奮闘中の」子育てメイトからの反発や疑問に対して、「（青森）県こどもみらい課は『県協議会の理事会や、市町村からの意見を頂きながら対応していきたい』と話している」⁽⁴⁾ が、結局は、青森県独自の子育てメイトは、地域全体で子育てを支援する青森県の「身近な子育てサポーター」として大きく期待されながらも、「子育てメイトは、地域社会にとって大きな支えとなっている（三村知事）」⁽⁵⁾ にもかかわらず、極めて残念なことであるが廃止されることになる。そこで、この「地域社会にとって大きな支えとなっている」青森県独自の子育て支援制度「子育てメイト」について、本稿では、「地域における子育てメイトの活動」の問題設定の下に、「子育て支援を中心に」、青森県子育てメイトの目的と役割、子育てメイトの子育て支援の活動方法とその内容、子育てメイトの子育て支援活動の実際などの三つの課題を設定して、この地域全体で子育てを支援する青森県独自の子育て支援制度である子育てメイトの約十年強に亘る「身近な子育てサポーター」としての活動について具体的に考察を試みることにしたい。

II 青森県「子育てメイト」の目的と役割

青森県が独自の子育て支援制度として子育てメイトを創設した目的とその事由について、当時の青森県健康福祉部こどもみらい課長高坂恒子氏は、「地域における子育て支援の担い手として、……『子

育てメイト』を県内全域に3,000人配置しました⁽¹⁾と次のように記述している。

「近年、都市化や核家族化の進行、また、子どもに対する虐待の問題が顕在化する等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の子どもをめぐる問題は複雑、多様化してきております。そのような中で、子育てに不安や悩みを抱えたまま、身近に相談する相手もなく、子育てに過大な負担感を感じている家庭が増えております。そのため、県では、平成9年8月に地域における子育て支援の担い手として、家庭での子育て不安や悩みを解消するため、地域で気軽に話し相手となり、相談や助言をすることを目的とした『子育てメイト』を県内全域に3,000人配置しました。」⁽¹⁾

ここに明らかなように、子育てメイトは、近年の「都市化や核家族化の進行」により、「子育てに不安や悩みを抱えたまま、身近に相談する相手もなく、子育てに過大な負担感を感じている家庭が増えて」、例えば「子どもに対する虐待の問題が顕在化する等」の深刻な家庭の教育力の低下の中で、「地域における子育て支援の担い手として、家庭での子育て不安や悩みを解消するため、地域で気軽に話し相手となり、相談や助言をすることを目的」する青森県独自の子育て支援制度として創設されたのである。この近年の「都市化や核家族化の進行」によって、いかに家庭が「地域や親戚等からも孤立しがちな状況」にあるか、これら家庭の孤立化の問題については、平成14（2002）年に青森県総合社会教育センターが行った「生涯学習・社会教育に関する調査研究『家庭の教育力に関する調査報告書』」によって、青森県民の「家庭教育について9割以上が重要だと思っている」⁽⁶⁾し、その青森県民の「約8割が家庭教育への支援を必要と思っている」⁽⁷⁾と指摘されている。今日の地域社会においては、都市化現象によって地域の人間関係が希薄化すると共に、地域の人々は、どこの子どもが何をしているのか全く知らない、という家庭の孤立化の状況をもたらししているし、この核家族化現象は、若い親が子育てでは先輩である親たち（祖父母の世代から親の世代へと受け継がれてきた育児）の知恵を受け継ぐチャンスが少なく、子どもにどう対処したらよいか分からない親を増加させている⁽⁸⁾。この家庭の地域社会における孤立化は、先の『家庭の教育力に関する調査報告書』によれば、「家庭教育に関する情報をどこから得ているかたずねた結果、情報の入手先は」、テレビ・ラジオ54.9%、新聞42.1%、書籍・雑誌31.0%、回覧板・市町村広報誌22.4%などとともに、友人・知人も56.3%で6割に達していないことから容易に理解することができるし⁽⁹⁾、核家族化の問題点については、①親の意向によって子どもを支配しやすい（過保護・過干渉）、②家庭生活に支障が生じ易い、③夫婦関係が直接的に子どもに影響しやすい（成人としてのモデル、親子関係、力関係、児童虐待など）、④家庭生活、育児に対して指導助言者がいない、⑤生活経験が狭くなりがちである、など既に先学によって指摘されているところである⁽⁸⁾。「家庭教育に関する情報の内容の上位3位は、①しつけ49.0%、②子どもとのコミュニケーション39.7%、③育児36.4%」など一般的な内容が多いが、「いじめ22.4%」や「虐待11.8%」などのような深刻で緊急なものもある⁽¹⁰⁾。平成15（2003）年3月の『子育てメイト活動マニュアル』が、近年の都市化や核家族化の進行に伴う家庭の孤立化の中で、「子どもが思うように育たないと悩んだり、不安を抱えたまま、身近に相談できる相手もない家庭が、子どもに不適切な対応をしてしまい、子どもの健やかな成長に良くない影響を及ぼす事例が増えて」と指摘している時の、「子どもの健やかな成長に良くない影響を及ぼす事例」とは、具体的には、「いじめ22.4%」や「虐待11.8%」を指している。近年の「都市化や核家族化の進行」によって、若い親たちは、祖父母からしつけ、子どもとのコミュニケーションなどの子育てについての実際的な知識や方法を学ぶことができなくなっているのである。しかも、「子どもに対する虐待の問題が顕在化する等、

子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の子どもをめぐる問題は複雑、多様化してきて(高坂恒子氏)」いるのである。

このように都市化や核家族化の進行などに必然的に伴う変容する子育て環境によって、「子育てに不安や悩みを抱えたまま、身近に相談する相手もなく、子育てに過大な負担感を感じている家庭が増えて」きたのである。このことは、先の『家庭の教育力に関する調査報告書』が、青森県民の「約8割が家庭教育への支援を必要と思っている」⁽⁷⁾、その具体的な「家庭教育への支援の内容としては、①家庭教育では体験できない活動の場をつくる(49.3%)、②何でも気軽に相談できる場をつくる(38.9%)、③生活の知識を習得できる機会を提供する(34.9%)など、身近な日常生活の中で、気軽集ったり、相談できるような支援を必要と考えており、専門的なアドバイスや学習以前の支援が望まれていることがわかる。」と指摘していることから知れるであろう。家庭の孤立化に伴う家庭における子育て、換言すれば、家庭の教育力の低下が深刻な今日的な家庭教育問題となっているのである。ここに「何でも気軽に相談できる場をつくる(38.9%)」、「生活の知識を習得できる機会を提供する(34.9%)」、更には「家庭教育では体験できない活動の場をつくる(49.3%)」などの子育て支援としての家庭支援が、親支援と共に大きく子育てメイトに要請される社会的背景があると言っても良いであろう。子育てメイトとして、「子育てに関する不安や悩みを気軽に話し合える相手として、子育て経験豊かな方を(青森)県知事が依頼している」⁽¹¹⁾る大きな事由もここに求められるであろう。子育てメイトは、「地域や親戚等からも孤立しがちな状況」にある、しかも「子育てに過大な負担感を感じている家庭」や親の「身近な子育てサポーター」であり「地域における子育て支援の担い手」なのである。

それでは、「このような現状のもと、地域ぐるみで子育てを支えることが、今求められて」いる青森県の子育てメイトは、この「地域で気軽に話し相手となり、相談や助言をすることを目的」を達成するために、「身近な子育てサポーター」としてどのような役割を有しているのだろうか。この子育てメイトの「基本的役割」について、『子育てメイト活動マニュアル(平成15年3月)』は、「主に未就学児童を持つ家庭」への『子育てメイト』の適切な手助けが、結果的には子どもへの不適切な対応に陥る原因の芽を摘むことになる」と次のように記述している。

「子育てメイトは、主に未就学児童を持つ家庭を対象として、子育てについての不安や悩みの話し相手になること、また、その相談内容によっては児童相談所、保健所、福祉事務所等関係機関につなげることが基本的役割となります。」⁽²⁾

子育てメイトの基本的役割は、「主に未就学児童を持つ家庭を対象として」いること、「子育てについての不安や悩みの話し相手になること」、「その相談内容によっては児童相談所、保健所、福祉事務所等関係機関につなげること」など、大きく三つの子育て相談支援にある。この子育てメイトの基本的役割の第一に、「主に未就学児童を持つ家庭を対象として」いるのは、「思春期の問題行動も遡っていけば、乳幼児期の気になる行動(訴え)に、的確な対応が出来ずに生じた、親子関係の歪みに端を発している(佐々木正美氏)」からであろう⁽¹²⁾。この「乳幼児期の気になる行動(訴え)に、的確な対応が出来ずに…親子関係の歪み」をもたらす「親」とは、一般に指摘されているように、未熟な母親(ヤンママ)、おまかせ親、わがまま親、手作り親などの四つのタイプを持つ親のことであろう。

(1)未熟な母親(含いわゆるヤンママ) 親になるための準備や経験が不足したまま親になってしまう親のことである。

- (2)おまかせ親 「若いうちは子どものことで煩わせられたくない、仕事やレジャーを十分楽しみたい」と考えて、「スクールバス、給食、長時間保育（延長保育・預かり保育）などに見られるように、子育ての「全てを幼稚園・保育所におまかせという姿勢」を持っている親のことである。
- (3)わがまま親 「家庭教育の重要性は認識しているのだが、子どもにど対処したらよいかわからない親」のことである。
- (4)手作り親 「家庭教育には熱心だが、その方向が間違っている」親のことである。

これらの親が子どもの「気になる行動（訴え）に、的確な対応が出来ずに…親子関係の歪み」をもたらすのは、未熟な母親（ヤンママ）は、「生活の基本的習慣ができていない」、「育児・子育てに対する意欲が薄い」、「母性意識の喪失」などにあるし、おまかせ親は、「子どもの面白さや子どもが育っていくことによって親も育っていくことの楽しさをどう感じてもらえるようにしていくかが難しい」、わがまま親は、「特に現在のように家庭や地域の中に子育ての伝承や交流がないところでは、マスコミ情報にふりまわされて、きちんと子どもと向き合おうとせず、しかも孤立して自分の中にこもり、“育児ノイローゼ”に陥る」からであろう。そして手作り親は、「それは最近の少子化傾向を反映して、少ない子どもにお金をかけて付加価値をつけておきたい」という育児意識を持っているからである。なお共働き家庭においては、^{ただ}直ちに「母親の就労が非行につながることはいえない」としても、母親（妻）のへの援助、即ち父親（夫）の家事と育児に対する参加・協力が前提になっているが故に、「母親の役割の機能的変化」が現れており、「子どもに過保護にならざるを得ないという状況」もあるものと思われる。

子育てメイトの基本的役割の第二は、「子育てについての不安や悩みの話し相手になること」である。この「子育てについての不安や悩みの話し相手になること」が子育てメイトの基本的役割の一つになっているのは、「昔と比べて親の子育てに関する知識が極めて乏しい状況にある」上に、実際に「地域社会での家庭教育に関する相談体制、支援体制は極めて弱い」（平成11年6月9日生涯学習審議会答申）子育て環境にあるからである。平成11（1999）年6月9日付の生涯学習 審議会答申には、更に「心おきなく相談できる親や兄弟姉妹も近所に居住していないことも多く」、「また、少子化で兄弟姉妹も少なくなって」いるし、「小さな子どもに接することなく育った親も多くなって」いると、次のように指摘している。

「地域社会での人間関係が希薄化している今日、地域の子育て経験者に相談もできず、また人々の活動区域が狭い範囲に限定されていた時代と異なり、心おきなく相談できる親や兄弟姉妹も近所に居住していないことも多く、地域社会での家庭教育に関する相談体制、支援体制は極めて弱いものとなっています。」

「また、少子化で兄弟姉妹も少なくなっていますし、地域の連帯感がうすれていることもあり、小さな子どもに接することなく育った親も多くなっており、昔と比べて親の子育てに関する知識が極めて乏しい状況にあることを念頭に置かなければなりません。」（平成11年6月9日生涯学習審議会答申）

このように「地域の子育て経験者に相談もできず」、「心おきなく相談できる親や兄弟姉妹も近所に居住していないことも多」いなどの、極めて弱体化している「地域社会での家庭教育に関する相談体制、支援体制」の確立こそが、「地域社会での人間関係が希薄化している今日」の、極めて重要な家庭教育の今日的課題になっているのである。この家庭の教育力の低下がいかにか今日的課題となっているかについては、青森県民が先の具体的な「家庭教育への支援の内容として」、「専門的なアドバイス

や学習以前の支援」として「身近な日常生活の中で、気軽に集ったり、相談できるような支援を必要と考へて」いることは既に指摘してきたところである。とすれば、子育て経験豊かな子育てメイトの第二の基本的役割である、乳幼児期の「子育てについての不安や悩みの話し相手になること」は、より具体的には、「専門的なアドバイスや学習以前の支援」、換言すれば、乳幼児を持つ親や家庭の「身近な日常生活の中で、気軽に集ったり、相談できるような支援」であろう。先の『家庭の教育力に関する調査報告書』は、「乳幼児期に重要だと思われる家庭教育」の教育項目について、「性別、子どもの有無別にかかわらず」、「①基本的な生活習慣 ②自然体験 ③豊かな情操」などの三項目を挙げている⁽¹³⁾。中でも「基本的な生活習慣」は、「とくに乳幼児期においては突出して多く、乳幼児期のもっとも重要な家庭教育の項目であると多くの人が感じて」⁽¹⁴⁾いる。にもかかわらず、子育てメイトの第二の基本的役割として乳幼児期の「子育てについての不安や悩みの話し相手になること」、即ち乳幼児を持つ親の子育て不安や悩みについて「適切な手助け」を課し求めているのは、「最近の育児情報の氾濫や家庭の核家族化などにより、子育てに伴う深刻な育児不安や孤立感などを抱えている母親が増えている」⁽¹⁵⁾からである。「母親の孤立感については、1996（平成8）年11月12日付の朝日新聞は、育児ママの本音について、『包丁持ってる時、ぐずられたら一瞬殺意が…』という見出しにして、『母子で孤立して周りに話せる人がおらず』、『だれにも悩みを話せない、でも、だれかに知って欲しい』と、『遠くのだれかに受け止めて欲しい』、『夫や行政に届け』と報じている。そしてまた、2002（平成14）年11月24日付の『Yomiuri weekly』は、育児には十分に手をかけたにもかかわらず子育て不安から『母親失格』と自らを責め、精神と肉体の限界に陥って『神経衰弱』と診断された専業主婦の事例について、…報じている」⁽¹⁵⁾。この子育て（育児）不安に伴う母親の孤立感、母親（妻・女性）のストレスについては、先の育児ママの「母子で孤立して周りに話せる人」、「だれにも悩みを話せない、でも、だれかに知ってほしい」、「遠くのだれかに受け止めてほしい」と言う言葉から容易に推察されるように、どんなに「子育てについての不安や悩みの話し相手になる」子育て経験豊かな子育てメイトの「適切な手助け」を求めているか、容易に推察することができるであろう。家庭の孤立化に伴う家庭の子育て、換言すれば、家庭の教育力の低下が深刻な今日的な家庭教育問題となっているのは、「小さな子どもに接することなく育った親も多くなって」いると共に、「子育てについての不安や悩み」に関しても、「昔と比べて親の子育てに関する知識が極めて乏しい状況にある」からである。子育てメイトの極めて重要な基本的役割として、「保育所や幼稚園に通っていない乳幼児約四万五千人を抱える家庭を訪問し、育児の相談など支援を行う」⁽³⁾こと、そして「就学前の児童以外を対象にできないわけではありません」⁽¹⁶⁾と求めている大きな理由もここにある。「就学している子どもを持つ家庭も様々な悩みを抱えてい」るからである。

「メイトは子育ての経験が豊富な主に六十歳以下の女性で、県内の未就学児童約九万人のうち、保育所や幼稚園に通っていない乳幼児約四万五千人を抱える家庭を訪問し、育児の相談など支援を行う。」⁽³⁾

「子育てメイトは主に就学前の児童及びその家庭を対象として活動することとしていますが、就学前の児童以外を対象にできないわけではありません。就学している子どもを持つ家庭も様々な悩みを抱えています。そういう家庭からも相談があれば是非相談に応じてください。」⁽¹⁶⁾

このように、近年の「子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の子どもをめぐる問題は複雑、多様化してきて」、「子どもに対する虐待の問題が顕在化する」いる深刻な子育て状況に

対応して、平成9（1997）年8月、青森県が、乳幼児期の「子育てについての不安や悩みのお話し相手になること」を目的とした「子育てメイト」を県内全域に3,000人もの多きを配置したのは、將に時機に適していたと云えるであろう。

子育てメイトの基本的役割の第三は、「その相談内容によっては児童相談所、保健所、福祉事務所等関係機関につなげること」である。この第三の「その相談内容によっては児童相談所、保健所、福祉事務所等関係機関につなげること」を子育ての基本的役割に据えているのは、子育てメイトは、「県内各市町村の推薦で決まった」⁽³⁾「子育て経験豊かな方々」とは言っても、子育てについての「専門家」ないし「専門機関」⁽¹¹⁾ではないからである。『子育てメイト活動マニュアル（平成15年3月）』は、子育てメイトの「難しいケースに直面した場合の対処法について」、「自分（子育てメイト）の自分の知識や経験だけでは解決しないと思われることについては、安易な発言を避け、関係する専門機関等に聞いて、後日回答する旨相手に伝えましょう。」⁽¹⁷⁾と次のように具体的に教示している。

「2. 難しいケースに直面した場合の対処法について

自分（子育てメイト）の知識や経験だけでは解決しないと思われることについては、安易な発言を避け、関係する専門機関等に聞いて、後日回答する旨相手に伝えましょう。その際、相談者の個人的な情報を専門機関等に伝えなければならない場合は、必ず相手の了解を得てから連絡しましょう。相手の了解が得られない場合は、相談者にその関係機関を紹介することもひとつの手段です。……難しいケースに直面した場合に大事なことは、とにかくひとりで抱え込まないことです。」⁽¹⁷⁾

子育てメイトが難しいケースに直面した場合の対処法の一つは、「安易な発言を避け、関係する専門機関等に聞いて、後日回答する旨相手に伝え」ることである。「関係する専門機関等」とは、「子育てメイト活動マニュアル」によれば、児童相談所、市町村役場（保育士）、保健所、福祉事務所を指している。「その相談内容によっては」、即ち「自分（子育てメイト）の知識や経験だけでは解決しないと思われること」は、「児童相談所、保健所、福祉事務所等関係機関につなげること」になっている。これらの「関係機関につなげること」は、「その際、相談者の個人的な情報を専門機関等に伝えなければならない場合は、必ず相手の了解を得てから連絡」することになるのは、当然のことであるにしても、「相手の了解が得られない場合は、相談者にその関係機関を紹介することもひとつの手段」であり、この「相談者にその関係機関を紹介する」紹介業務も先の相談業務と共に、子育てメイトが難しいケースに直面した場合の二つめの対処法になっている。

児童相談所は、「子どもと家族をめぐるさまざまな相談に応じる専門機関で」あり、保健所は、「未熟児や病気の子どもの相談に応じる専門機関で」あり、福祉事務所は、「生活と福祉に関するあらゆる相談に応じる専門機関」である。そして、市町村役場については、子育てについての「専門家」である「保健師が母と子の健康、発育などの相談に応じる（アドバイスする）専門機関」とし位置づけている。子育てメイトの知識や経験だけでは解決しないと思われる具体的な相談内容とは、児童相談所においては、「・言葉や発達に遅れがある。・子どもが保育所や学校に行けない。・家庭で子どもを育てることができない。など」で、保健所においては、「未熟児で生まれた。・身体に障害があったり、病気で長期療養が必要になった。など」である。しかしながら、子育てメイトが「児童虐待が疑われるような現場を見たり聞いたりした場合は、児童福祉法第25条に規定されているとおり国民全てに通告義務があるため、速やかに児童相談所等関係機関に連絡」⁽¹⁷⁾することになっている。子育てメイトが「児童虐待が疑われるような現場を見たり聞いたりした場合」に、「速やかに児童相談所等関係

機関に連絡」するように警告（注意）しているのは、「児童福祉法第25条に規定されているとおり国民全てに通告義務があるため」であるが、「このような（児童虐待が疑われるような）場合、当事者に相談を促したりすると、かえって相手が拒否的になり、解決を難しくする恐れが」⁽¹⁷⁾ あるからである。そして子育てメイトの「虐待をしているのではと気になる家庭」についての対応の仕方について、『子育てメイト活動マニュアル』は、「もし、気になる家庭がありましたら、速やかに児童相談所にお話してください。」と、子育てメイトのQ&Aにおいて、次のように教示している。

「Q 虐待をしているのではと気になる家庭があるけど、どうすればいいのでしょうか？」

A もし、気になる家庭がありましたら、速やかに児童相談所にお話してください。児童相談所が、みなさんからのお話を聞いて判断します。その結果、児童相談所の職員がその家庭を訪問するようなことがあっても、子育てメイトから聞いたというようなことは相手に話しませんので、安心して児童相談所に連絡してください。」⁽¹⁸⁾

これは、児童の虐待に対する子育てメイトの認識不足も大きな理由になっているが、過去の事例においては児童が「虐待で殺されとしても、育児ノローゼなどでかたづけられてしまうし、虐待による外傷などで医療機関に運ばれても、事故扱いなることが多いからで」⁽¹⁹⁾ だろうか。ちなみに児童福祉法第二十五条は、「要保護児童発見者の通告義務」について次のように規定している。

「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。」⁽²⁰⁾

ところで子育てメイトが、「家庭訪問などの個別相談活動」⁽²¹⁾ を「効果的に活動」⁽²⁾ するために、「地域全体で子育てを支援」する青森県民の「身近な子育てサーポーター」である、民生委員、児童委員、主任児童委員、そして地域子育て支援センターの協力を得ることは、「就学前の子どものいる家庭の把握」の際に必要な不可欠である。それ故に、『子育てメイト活動マニュアル』は、子育てメイトがこれら「身近な子育てサーポーター」の「協力を得る」場合について、具体的に次の三つの場合を紹介している。

「また、児童の生活状況や、その家庭の状況を把握する必要がある場合などは、地区の民生委員・児童委員、主任児童委員、町会長などの協力を得ておくと効果的に活動できます。」⁽²⁾

「従って、対象世帯（主に未就学の子どものいる世帯）についての情報は、地区の民生委員・児童委員、主任児童委員、町会長、市町村保健師、近隣の人等の協力を得るなどして、子育てメイトがそれぞれ工夫しながら把握に努めていただくことが必要になります。」⁽²²⁾

「就学前の子どものいる家庭の把握は、…市町村担当課で対象世帯の名簿を配布する場合や、民生委員・児童委員、主任児童委員、市町村保健師と連携した活動を行う中で把握する場合などさまざまです。最近では乳幼児検診に子育てメイトが参加し、就学前の子どものいる家庭を把握することが多いようです。」⁽²³⁾

このように子育てメイトが「家庭訪問などの個別相談活動」を「効果的に活動」するために、①「児童の生活状況や、その家庭の状況を把握する…場合」や、②「対象世帯（主に未就学の子どものいる世帯）の把握」などについては、「住民のプライバシー保護という観点から、市町村から対象世帯の名簿等の提供を受けられない場合」もあるので、地区の民生委員・児童委員、主任児童委員、町会長、市町村保健師、そして「近隣の人等の協力を得る」ことは極めて重要な子育て支援活動になっている。

何故なら、子育てメイトが「円滑かつ効果的に活動できるように」⁽¹⁾、「就学前の子どものいる家庭の把握を子育てメイトがひとりで行うことは、難しいもの」⁽²³⁾だからである。更に『子育てメイト活動マニュアル』は、子育てメイトが「就学前の子どものいる家庭の把握」をし、「家庭訪問などの個別相談活動」を「円滑かつ効果的に活動できるように」するために、①「市町村担当課で対象世帯の名簿を配布する場合」の活用、②「民生委員・児童委員、主任児童委員、市町村保健師と連携した活動を行う中で把握する」方法、そして、③「最近では乳幼児検診に子育てメイトがスタッフとして参加し、就学前の子どものいる家庭を把握する」、更には④「地域子育て支援センターや保育所の行事に参加して、お母さんたちや保育士と交流め情報交換」などを推奨している⁽²¹⁾。なお地域全体で子育て支援を行なう青森県内の「身近な子育てサポーター」である「民生委員・児童委員、主任児童委員」、「青森県子育てメイト」、「地域子育て支援センター」など職務上の相違について、『子育てメイト活動マニュアル』は、次のように解説している。

※ 地域全体で子育てを支援します ～身近な子育てサポーター～

名 称	このような人たち（ところ）です
民生委員・児童委員 主任児童委員	福祉に関するあらゆる相談にのり、必要に応じて行政や関係機関との橋渡しをします。厚生労働大臣が委嘱しています。主任児童委員は、児童に関する相談に応じます。
青森県子育てメイト	子育てに関する不安や悩みを気軽に話し合える相手として、子育て経験豊かな方を県知事が依嘱しています。
地域子育て支援センター	地域の子育てネットワークの中心として育児相談、育児サークルの支援などを行っており、県内65の保育所等に併設されています。

なお、これらの地域全体で子育てを支援する身近な子育てサポーターの^{ほか}他にも、市町村によっては、母子保健推進員や保健協力員が配置されているところもある⁽²¹⁾。ここで参考のために、子育てメイトと民生委員・児童委員、及び主任児童委員の職務の相違について、当時の青森県健康福祉部児童家庭課が作成した「民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てメイトとの比較」から示すと、次のようになっている。これは、平成10（1998）年11月10日付送信で、同児童家庭課環境づくり班総括主幹（班長）坂上優子氏から教示されたものである⁽²⁴⁾。

民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てメイトとの比較

区 分	民生・児童委員	主任児童委員	子育てメイト
法的位置付け	① 民生・児童委員法に定める民生委員（厚生大臣委嘱）	民生・児童委員と同じ	地方公務員法第3条第3項の特別職の地方公務員（非常勤）
	② 児童福祉法に定める児童委員（民生委員が充てられる）		（知事委嘱）
業務上の位置付け	地区のケースを担当	児童福祉の事項を担当	地区の子どものいる家庭を担当

活動地区単位	担当地区	民生委員・児童委員連絡協議会の単位	担当地区
人数	3,142名	241名	3,000名
児童福祉法に関する業務	児童委員活動要領に定める業務 (1)地域の実情の把握と記録 (2)適切な機関への連絡通報 ・虐待、放任等により、保護者に監護させることが著しく不適当と認められた児童 (3)地区内の相談援助 (4)意見具申 (5)児童の健全育成のための地域活動	主任児童委員設置運営要綱に定める業務 (1)児童福祉関係機関と地区を担当する児童委員と連絡調整及び児童委員と一体となった活動 ①家庭環境、社会環境の情報収集 ②地域ぐるみで行う子育て活動の啓発の企画及び活動の中心的役割 ③児童健全育成活動や母子保健活動の推進 (2)児童委員の活動への援助、協力 ・虐待されている児童等の発見実情把握	子育てメイトに関する規程に基づく活動 (1)子育てに関する相談及び支援 (2)児童福祉関係行政機関、児童委員、保健婦との連絡及び協力 (3)児童及び家庭の状況の把握等
児童福祉以外の業務への協力	個別世帯の指導援助	制度の周知徹底にとども地区担当民生委員・児童委員に連絡	相談を受けた時の民生委員・児童委員の紹介
児童問題への関わり程度	児童問題への関わり程度	児童問題だけに関わる	広く子育て一般について関わる

子育てメイトは、子育て相談支援、即ち「適切な手助けが、結果的には子どもへの不適切な対応に陥る原因の芽を摘むこと」に基本的役割を求めているのである。

Ⅲ 子育てメイトの子育て支援の活動方法とその内容

子育てメイトは、「子育てに関する不安や悩みを気軽に話し合える相手として、子育て経験豊かな方を（青森）県知事が依頼して」⁽¹¹⁾ いる青森県民の「身近な子育てサポーター」である。子育てメイトは、「子育て経験豊かな方を（青森）県知事が依頼している」⁽¹¹⁾ るとは言え、青森県当局に、子育てメイトの『活動方法や役割などをもっと具体的に教えて欲しい』という意見や要望が寄せられ⁽²⁵⁾るのは、「家庭に入り込んでいく仕事だけに、地域的には 困難を伴うこともあるので」、極めて自然な成り行きである。「子育てメイトは、法律に定められている民生・児童委員及び主任児童委員とは異なり調査権限や指導権限」⁽²⁶⁾ を有していないからである。そこで、当時の青森県健康福祉部児童家庭課児童環境づくり班は、これら子育てメイトの要望に応え、「地域で信頼され子育てメイトとして、

より一層の積極的な活動をして」⁽¹⁾⁽²⁵⁾ もらうために、子育てメイトの「活動や支援のあり方」について、より具体的には、大きく「相談支援」と「関係機関等の連絡支援」及び「その他」の三つに分け、更に第1の「相談支援」については、「家庭訪問」と「親・親子との交流」及び「その他」に分類して解説を加えている。そこで、ここでは、子育てメイトの「相談支援」については、「家庭訪問」と「親・親子との交流」及び「その他」について、そして第2の子育てメイト「関係機関等の連絡支援」及び第3の「その他」の問題に分けて、「子育てメイト活動マニュアル（平成11年2月・平成15年3月）」に従って考察を試みることにしたい。

1 子育てメイトの「相談支援」

子育てメイトの「相談支援」は、「家庭訪問」支援と「親・親子との交流」支援及び「その他」の支援など大きく三つの活動支援に分けられている。このことは、平成15(2003)年3月及び平成11(1999)年2月の『子育てメイト活動マニュアル』に、「子育てメイトは、主に未就学児童を持つ家庭を対象として、子育てについての不安や悩みの話し相手になること、……そのための具体的な活動方法は、地域の特性や事情により、多様なやり方が考えられますが、家庭訪問と交流広場、乳幼児健康診査の場を活用する」と記述されていることから知られるであろう。

(1)「家庭訪問」支援

子育てメイトの「相談支援」の第一は、「家庭に入り込んでいく仕事だけに、地域的には困難を伴うこともある」、子育てメイトの「家庭訪問」による子育て支援である。この子育てメイトの「家庭訪問」支援が子育てメイトの「相談支援」の第一の「基本的役割と捉え」⁽²⁷⁾ られているのは、「子育てメイトは、主に未就学児童を持つ家庭を対象として、子育てについての不安や悩みの話し相手になること」⁽²⁾ によって、「子育て支援を効果的なものとし、家庭の子育て力を向上させること」になるからである。この子育てメイトの「家庭訪問」による活動支援について、『子育てメイト活動マニュアル（平成11年2月）』は、「日頃の心かまえ」として次の三つを、そして後に述べる「家庭訪問」支援の三つの具体的方法を挙げている⁽²⁸⁾。

◎子育てメイト「日頃の心かまえ」⁽²⁸⁾

- ①「日頃から、地域の人たちとの交流を通し、子どもたちの情報を得るように心がけましょう。」⁽²⁸⁾
- ②「最近の育児、子育てについての知識や情報等を得るようにしておきましょう。ちょっとした知識や情報を提供することが、子育て支援を効果的なものとし、家庭の子育て力を向上させることになります。」⁽²⁸⁾
- ③「最近の育児、子育てについての知識や情報等を得るようにしておきましょう。ちょっとした知識や情報を提供することが、子育て支援を効果的なものとし、家庭の子育てに対する不安や悩みを解消することにもつながります。」⁽¹⁷⁾

これら地域の子どもたちの情報や最近の育児・子育てについての知識や情報等を得るように子育てメイトが日頃から「心がけ」することは、子育てメイトが「地域住民に信頼され真に必要な存在となる」⁽²⁷⁾ ために必要不可欠な役割なのである。そして、『子育てメイト活動マニュアル（平成11年2月）』は、最近の育児・子育てについての知識や情報の「その一助」にと、「巻末資料に児童相談所で活用している『子供の指導シリーズ』を登載」⁽²⁸⁾ して、子育てメイトの参考に付している。この『子供の指導シリーズ』は、今ここではその内容の項目のみを示すと次のようになっている。

「子どもの指導シリーズ

- 1歳6か月児とは 1. 全体運動としては 2. こまかい運動としては 3. 言語の発達では 4. 社会性の発達としては 5. 音声や物事に対する反応としては 6. 視力発達過程で最も感受性の高い時期は、1歳8ヶ月の頃です 視覚の反応として（具体的に10の反応をあげる）
 - ことばをのぼすために 1. 楽しい家庭 2. お話をしてあげる 3. 手足を使った遊び 4. 家族以外の人とのつきあいと自立心
 - 発音の異常 1. 発音の異常な子とは 2. 次の場合は構音障害と区別します 3. 構音障害の型 4. 構音障害の原因 5. 家庭での扱い方
 - 吃音（どもり） 1. 「どもり」とは 2. 子どものどもりの始まり 3. どもりの予防と正しい扱い方
 - 指しゃぶり 1. 指しゃぶりに伴う障害 2. 原因 3. 処置および指導
 - 爪かみ 1. 原因 2. 扱い方
 - おねしょ〈こんなことをしていませんか?〉 1. 叱ったり叩いてなおそうとする 2. 夜中に何度も起こす 3. 弟や妹と比較して叱る
 - 性器いじり 1. 原因 2. 扱い方
 - 落ち着きのない子ども 1. 親の子どもへの接し方や環境によるもの 2. 病気などによるもの
 - 叱り方について 1. おしっこをもらす、服がひとりで着られない、などの時 2. 徒や自己主張のある時 3. 乱暴したり、いじわるする時 4. 最後に（親の心がまえ）」⁽²⁹⁾
- 子育てメイトによる「家庭訪問」支援の具体的方法は、『子育てメイト活動マニュアル（平成11年2月）』⁽²⁷⁾によれば、次の三つである。

◎ 「家庭訪問」支援の三つの具体的方法⁽²⁷⁾

- ① 「主として在宅の未就学児童のいる家庭を訪問し、子育てについて困ったり、悩んでいることについて、必要に応じ、メイト自身の子育て経験や知識をもとに助言します。」⁽²⁷⁾
- ② 「在宅の未就学児童に限らず、子育てに関する悩みや不安を抱えている家庭からの子育てについての相談に応じます。」⁽²⁷⁾
- ③ 「地域において、孤立化している家庭はないか、相談を必要とする家庭はないか、心配します。」⁽³⁰⁾

このように子育てメイトの「家庭訪問」支援は、「主として在宅の未就学児童のいる家庭」及び「在宅の未就学児童に限らず、子育てに関する悩みや不安を抱えている家庭」、そして「地域において、孤立化している家庭」の「助言」・「相談」・「心配」に応ずることである。そして「信頼される子育てメイトになるために」⁽³¹⁾、子育てメイトの「家庭訪問の留意事項について」⁽¹⁷⁾と平成15（2003）年3月の『子育てメイト活動マニュアル』は、「初めての訪問について」、「話の聞き方について」、「面接のポイント」などの三つを挙げて注意を促している。ここにやや長文に互るが全文を紹介して置きたい。

「◎ 家庭訪問の留意事項について」

「1) 初めての訪問について 初めて訪問者に警戒心を持たれるのは当たり前のことなので、『青森県子育てメイトの証』を提示するのを忘れないでください。まず、相手の目を見て相手の目に自分の視線を合わせて、できるだけさわやかに明るい声で挨拶しましょう。また、当たり前のことです

が、子育てメイトとして話を聞いたことは、他人に漏らさないということを最初に伝えることも大事なことです。相手の人はそれが一番心配なことかもしれません。」⁽³²⁾

この「初めての訪問について」は、平成11（1999）年2月の『子育てメイト活動マニュアル』には、上記の他に、「ア、初めての訪問には、巻末資料ページの『子育てメイト』を紹介するチラシなどを持参し、それを示しながら自己紹介と訪問目的について、キチンと説明しましょう。」とあり、「…明るい声で『始めまして』という挨拶から始めます。」と記述されている。「巻末資料ページの『子育てメイト』を紹介するチラシ」は、三種類、用意されている。

「2）話の聞き方について ①子育てメイトについて理解してもらったら、子育ての悩み、相談はないかなどいきなり切り出さないようにしましょう。初対面の人にすぐに自分の悩みを話し出す人はめったにいません。まず、お料理のことなど世話話から入っていき、話しやすい雰囲気をつくりましょう。毎日の生活の中でのちょっとしたイライラなどを聞いてもらうだけで気持ちが楽になる場合もあります。そうして相手に『この人は話しやすい人だな。』とか『信頼できそうな人だな。』と感じてもらい、『また会いたいな。』と思ってくれるような存在になることが大事です。そのような関係を続けていけば、悩み事があるときに相談する気にもなります。また、訪問活動をしていて、『今は相談することもない。』という家庭に対しても『また訪問してもいいですか？』と確認し、よければ2～3ヶ月に1回でも『子どもさんは元気ですか？』と定期的に声をかけてみるなど、よい関係を継続できるように努めましょう。」⁽³²⁾

この「2）話の聞き方」の「①」については、平成11（1999）年2月の『子育てメイト活動マニュアル』には、上記の他に、「話しやすい雰囲気をつくる」ことだけでなく、「共通の話題」もつくることも大切であると、次のように教示している。

「ア、子育てメイトについて理解してもらったら、いきなり困っていること、悩み、相談はないかなど聞かず、世話話などから入っていき、話しやすい雰囲気をつくりましょう。子育ての話だけでなく、お料理や掃除のことだって立派な共通の話題になるのではないのでしょうか。」⁽³⁰⁾

そして、子育てメイトに「特別の相談がないからといって、落胆することはありません。初対面の人にすぐに自分の悩みを話し出す人も少ないでしょう。」と励ましなが、「要は、子育てメイトが地域のお母さん方と顔見知りになり、相手が『また会いたいな』と感じてくれればいいのです。」⁽³³⁾と助言して「まとめ」ている。

「2）話の聞き方について ②相手の困っていること、悩んでいること等は、相手の立場に立って親身になって聞きましょう。不安や悩みを話す時は、自分の気持ちをわかっただけで、気持ちが整理できて落ち着いたり、自分なりの解決の糸口を見つけていける場合が少なくありません。子育てメイトも自分の人生経験や子育て経験のなかで、培われた考え方や方法があると思いますが、最初からそれを押しついたり、相手を批判してしまえば、相手は子育てメイトに対して拒否的になってしまうでしょう。まず、よい聞き手であることを心がけましょう。」⁽³⁴⁾

子育てメイトの「話の聞き方について」、子育てメイトは、「まず、よい聞き手であることを心がけましょう。」と強調している。

「2）話の聞き方について ③話の内容でよくわからない点については、率直に聞いてみましょう。わからないままにしておくのは、相手の話をきちんと理解しようとしていないと受け止められかねません。」⁽³⁵⁾

これらの「2) 話の聞き方について」、平成11(1999)年2月の『子育てメイト活動マニュアル』には、上記の他に、「オ」として、「定期的訪問も、手ぶらで行くのはなんだか行きにくいと思われる場合は、巻末資料…の『子育てワンポイントアドバイス』をコピーして持参してはいかがでしょうか。」と子育てメイトに助言している。この巻末資料に示された「子育てワンポイントアドバイス」の具体的な内容については、ここにタイトルのみを示すと、次のようになっている。

「 離乳食について…赤ちゃんの食事のすすめ方

離乳食について…赤ちゃんが好きな離乳食 この時期に与えられる食品

幼児食について…朝食・昼食・夕食

幼児食について…食事のあいさつ・清潔な習慣・食事づくりをいっしょに・好き嫌いなく食べよう・楽しい食事・食事時間は30分以内がめやす

赤ちゃんの事故防止について…赤ちゃんのまわりには危険がいっぱい：転倒・転落事故、水の事故（おぼれ）、やけどの事故、はさまれ事故、誤飲・ちっ息事故、ケガや感電事故

子どもの事故防止について…子どものまわりには危険がいっぱい：交通事故、水の事故、やけどの事故、転倒・転落事故、はさまれ事故、けが、ひきつけたとき

赤ちゃんの健康…かぜをひいた！、熱がてだ！、たばこ子どもへの影響

こんなときはどうしたらいい？…熱がある、せきをする、吐く、下痢をする、便秘が続く、発疹が出た、食欲がない、ひきつけ・けいれん、呼吸困難

赤ちゃんの応急手当…わっ！！大変 やけど、高いところから落ちたとき、息が止まったとき（ちっ息）、おぼれたとき

新生児・幼児に多い事故・急病と応急処置…頭を打った場合、誤って何かを飲み込んだ場合、医療機関等の指示をうけて吐かせる場合、固形物をのどにつめて息苦しい場合、やけどをした場合、ひきつけたとき、すりきず、鼻血

お父さんの子そだて・家事…お父さんの子育て、お父さんの家事

子どもの将来と父親の役割～児童期以降～…父親の責任、児童期（小学生）、思春期（中・高校生）、子どもの人格尊重

ちょっとひといき…お父さん、一緒に遊ぼう！

」⁽³⁶⁾

「3) 面接のポイント」

子育てメイトの家庭訪問の留意事項として「面接のポイント」の「は・ひ・ふ・へ・ほ」を次のように教えている。

「は→はなしは良く聞きましょう ひ→ひみつは守りましょう ふ→ふれあいを大切にしましょう へ→へこたれずに根気強く ほ→ほほえみを忘れずに」

そして平成11(1999)年2月の『子育てメイト活動マニュアル』は、「相手に拒否的な態度をとられた場合」の子育てメイトの家庭訪問について、「相手の受け入れの悪い時は長居をせず、『必要な時はいつでも電話を下さい』などのメッセージを残し、辞去しましょう。」と助言し、「相手に拒否的態度を取られると、とてもいやな気分になり、自分もその人に拒否的感情を持つのが普通で」あるが、「しかし、それを乗り越えて、拒否した人とどこかで会った時は、こちらからニコッと笑顔を返してみよう。」⁽³⁷⁾と教示している。

我々の子育てメイトの「相談支援」における第二の問題は、「親・親子との交流」における子育て

メイトの「活動や支援のあり方」について考察を試みることである。この「親・親子との交流」における子育てメイトの「活動や支援のあり方」について、平成15（2003）年3月の『子育てメイト活動マニュアル』は、「交流広場等での留意事項について」⁽³⁸⁾において、「地域の状況により、個別の訪問が難しい場合や多くのお母さんたちと交流を持ちたい場合に、交流広場等の活動方法がある」⁽³⁸⁾と、次のように記述している。

「地域の状況により、個別の訪問が難しい場合や多くのお母さんたちと交流を持ちたい場合に、交流広場等の活動方法があります。内容は、地区の公民館などを利用してお母さんたちとおしゃべりしたり、子どもたちと一緒に遊んだりして交流を深めます。参加を呼びかける方法は、チラシを作ったり、町会の掲示板や回覧板を利用したりします。この方法は、集団で自由参加なので相手に拒否されることもなく、自然な形で顔見知りになり、お母さん同士の交流も図ることもできます。しかし、場所の確保や子育てメイト同士の連携がとられていないとうまくすすめることが難しいので、第一章の8で説明している『市町村子育てメイト連絡協議会』の会議等を通じて、子育てメイト同士、また、市町村担当者とも連携を密にして実施してみましょう。また、『子育てメイト組織活動支援事業費補助金』の活用も検討してみましょう。」⁽³⁸⁾

子育てメイトの「相談支援」における第二の「交流広場等」における「親・親子との交流」は、「地域の状況により、個別の訪問が難しい場合や多くのお母さんたちと交流を持ちたい場合」の「活動方法」である。この「交流広場等」における「親・親子との交流」の具体的な活動「内容は、地区の公民館などを利用してお母さんたちとおしゃべりしたり、子どもたちと一緒に遊んだりして交流を深め」るものである。子育てメイトが「お母さんたちとおしゃべりしたり、子どもたちと一緒に遊んだりして交流を深め」る「交流広場等」については、平成11（1999）年2月の『子育てメイト活動マニュアル』には、より具体的に、「公園等の遊び場や地域の公共施設等（福祉センター、団地集会所等）を利用し、……」⁽³⁹⁾、そして「地区の公民館、集会所、保育所などを会場にして」⁽⁴⁰⁾とあることから、「交流広場等」の「等」そして「地区の公民館などを利用して」の「など」は、公園等の遊び場や地域の福祉センター、団地集会所、保育所などを指しているのであろう。（本稿未完）

本稿の目的は、「地域における子育てメイトの活動」を「子育て支援を中心に」考察を試みることにあるが、紙幅の関係で極めて残念なことであるが、本稿においては、「Ⅱ」の「子育てメイトの目的と役割」と「Ⅲ」の「子育てメイトの子育て支援の活動方法とその内容」のうち、子育てメイトの「相談支援」の「家庭訪問」の問題のみを取り扱い、子育てメイトの「家庭訪問」と共に「相談支援」である「親・親子との交流」及び「その他」の問題については割愛されている。次回に考察を譲ることにしたい。従って、「Ⅲ」の「子育てメイトの子育て支援の活動方法とその内容」において、取り上げる予定であった子育てメイトの「活動や支援のあり方」としての「関係機関等の連絡支援」及び「その他」の問題及び「Ⅳ」の「子育てメイトの子育て支援の活動の実際」、「Ⅴ」の「子育てメイトから子育て支援員の活動へ」の問題も同様である。ご寛容を願うものである。

註

- (1) 青森県健康福祉部こどもみらい課『子育てメイト活動マニュアル（平成15年3月）』はじめに
- (2) 青森県健康福祉部こどもみらい課『子育てメイト活動マニュアル（平成15年3月）』1頁

- (3) 「東奥日報」1997 (平成9年) 8月5日付
- (4) 「東奥日報」2006 (平成18年) 7月1日付
- (5) 「陸奥新報」2006 (平成18年) 9月8日付
- (6) 青森県総合社会教育センター『生涯学習・社会教育に関する調査研究 家庭の教育力に関する調査報告書』8頁
- (7) 青森県総合社会教育センター『生涯学習・社会教育に関する調査研究 家庭の教育力に関する調査報告書』26頁
- (8) 野口伐名『野口伐名子育て支援・保育・教育・福祉論集』3頁
- (9) 青森県総合社会教育センター『生涯学習・社会教育に関する調査研究 家庭の教育力に関する調査報告書』47頁
- (10) 青森県総合社会教育センター『生涯学習・社会教育に関する調査研究 家庭の教育力に関する調査報告書』48頁
- (11) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』22頁
- (12) 野口伐名『野口伐名子育て支援・保育・教育・福祉論集』30頁
- (13) 青森県総合社会教育センター『生涯学習・社会教育に関する調査研究 家庭の教育力に関する調査報告書』10頁
- (14) 青森県総合社会教育センター『生涯学習・社会教育に関する調査研究 家庭の教育力に関する調査報告書』44頁
- (15) 野口伐名「育児不安についての子育て支援の在り方と社会福祉の課題」、弘前学院大学社会福祉学部社会福祉教育研究所『社会福祉教育研究所年報・創刊号』所収66頁
- (16) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』17頁
- (17) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』7頁
- (18) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』18頁
- (19) 林幸範「子どもの虐待に対する一考察～子どもの虐待の原因論を中心にして～」、『彰栄保育福祉専門学校紀要13』所収63頁
- (20) ミネルバ書房『最新保育資料集2007』59頁
- (21) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』16頁
- (22) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』2頁
- (23) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』15頁
- (24) 野口伐名「地域における主任児童委員の活動～子育て支援を中心に～」、弘前学院大学大学院社会福祉学研究科『社会福祉学研究第2号』所収26～27頁
- (25) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル (平成11年2月)』はじめに)
- (26) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル (平成11年2月)』5頁
- (27) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル (平成11年2月)』3頁
- (28) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル (平成11年2月)』12頁
- (29) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル (平成11年2月)』31～50頁
- (30) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル (平成11年2月)』4頁
- (31) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル (平成11年2月)』9頁
- (32) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』5頁
- (33) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル (平成11年2月)』10頁
- (34) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』5～6頁
- (35) 青森県健康福祉部子どもみらい課『子育てメイト活動マニュアル (平成15年3月)』6頁
- (36) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル平成11年2月』73～85頁
- (37) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル平成11年2月』10～11頁

- (38) 青森県健康福祉部こどもみらい課『子育てメイト活動マニュアル平成15年3月』6頁
- (39) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル平成11年2月』4頁
- (40) 青森県健康福祉部児童家庭課『子育てメイト活動マニュアル平成11年2月』11頁

※ 最後になりましたが、この小論を作成するに当たり、森上史朗氏をはじめ多くの優れた研究成果を挿借し援用させて頂いたこと、そして弘前市子育てサポーターの成田繁子氏並びに弘前市健康福祉部児童家庭課主観今丸岡博昭氏から子育てメイトに関する多くの関連資料を提供・教示していただいたことを深く感謝申し上げます。